

歯科外来診療医療安全対策加算 1 に 係る掲示事項

当院では、歯科外来診療における医療安全対策につき
下記の事項を行っています。

(1) 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師を 1 名以上配置しています。

(2) 患者様にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有しています。

- (イ) 自動体外式除細動器 (AED)
- (ロ) 経皮的動脈血酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)
- (ハ) 酸素 (人工呼吸・酸素吸入用のもの)
- (ニ) 血圧計
- (ホ) 救急蘇生セット

(3) 歯科診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう当院の医科診療科との連携体制の確保を行っています。

2024 年 4 月